

浜岡原子力発電所 原子炉施設保安規定の変更認可申請について (1, 2号機運転終了に伴う原子炉施設保安規定の変更について)

平成 20 年 12 月 24 日

浜岡原子力発電所1, 2号機の運転終了の決定に伴い、原子炉等規制法(※1)第37条第1項の規定に基づき、平成20年12月22日、経済産業大臣に保安規定(※2)の変更認可を申請しました。

変更認可申請の概要

【1号炉及び2号炉の運転終了に伴う変更】

1号炉及び2号炉の運転終了の決定に伴い、保安規定を変更します。主な変更内容は以下のとおりです。

- ・1号炉及び2号炉の原子炉の運転期間に関する記述を削除(※3)
- ・1号炉及び2号炉について、原子炉の運転を行わないことを規定
- ・「原子炉の運転終了に伴う措置」に関する章を新たに設け、1号炉及び2号炉の運転終了に伴う原子炉の管理(原子炉内に燃料を装荷しないこと(※4)など)に関する規定を追加

※1 原子炉等規制法は、正式には「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」といいます。

※2 保安規定は、正式には「原子炉施設保安規定」といい、原子炉等規制法第37条第1項に基づき、原子炉設置者が原子力発電所の安全運転を行う上で守るべき事項(保安に関する組織、運転上の制限値等)を定めたもので、国の認可を受ける規定です。

※3 現行保安規定では、1号炉～5号炉について、原子炉の運転期間を13ヶ月と設定し、その範囲内で運転することを規定しています。

※4 現在、1号炉及び2号炉とも、燃料を全て原子炉から、取り出した状態となっています。

以 上